

文教委員会議録第二十六号

昭和三十三年五月十六日(木曜日)

午前十一時四十一分開議

出席委員

委員長 長谷川 保君
委員 赤城 宗徳君 墨坂田 道太君
理事 竹尾 式君 墨坂田 吉盛君
理事 河野 正君 墨坂田 次郎君
理事 永山 忠則君 田中 久雄君
理事 塚原 俊郎君 辻 政信君
理事 牧野 良三君 山口 好一君
理事 小牧 次生君 櫻井 奎夫君
理事 高津 正道君 辻原 弘市君
理事 野原 覺君 平田 ヒデ君
理事 小林 信一君 田中 ヒデ君

出席政府委員

文部大臣 灘尾 弘吉君
文部政務次官 稻葉 修君
文部事務官(初等中等教育局長) 内藤馨三郎君

委員外の出席者

参議院議員 岡 三郎君
参議院議員 矢嶋 三義君
参議院議員 谷口弥三郎君
文部事務官(大臣官房総務参事官) 斎藤 正君
専門員 石井 昂君

五月十五日

委員 齋ヶ久保重光君、淡谷悠蔵君、木下哲君、木原津與志君及び下川儀太郎君等につき、その補欠として野原覺君、鈴木義男君、大西正道君、高津正道君及び中村高一君が議長の

指名で委員に選任された。

同月十六日

委員鈴木義男君、中村高一君及び根本龍太郎君等につき、その補欠として小牧次生君、辻原弘市君及び辻政信君が議長の指名で委員に選任された。

五月十五日

公立学校の学校医の公務災害補償に関する法律案(文教委員長提出、参法第一四号)(予)

公立学校の学校医の公務災害補償に関する法律案(参議院提出、参法第一四号)

同月十六日
教育職員免許法施行法の一部を改正する法律案(永山忠則君外八名提出、衆法第四五号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

教育職員免許法施行法の一部を改正する法律案(永山忠則君外八名提出、衆法第四五号)

公立学校の学校医の公務災害補償に関する法律案(参議院提出、参法第一四号)

盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律案(参議院提出、参法第一〇号)

農業又は水産に係る産業教育に従事する国立及び公立の高等学校の教員に対する産業教育手当の支給に関する

る法律案(赤城宗徳君外七名提出、衆法第二二号)

○長谷川委員長 これより会議を開きます。

まず教育職員免許法施行法の一部を改正する法律案を議題といたします。

提出者より提案の趣旨説明を聴取いたします。永山忠則君。

教育職員免許法施行法の一部を改正する法律案

教育職員免許法施行法の一部を改正する法律案

教育職員免許法施行法(昭和二十四年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

4 旧陸軍士官学校、旧陸軍航空士官学校、旧陸軍経理学校、旧海軍兵学校、旧海軍機関学校又は旧海軍経理学校を卒業した者であつて、教育職員免許法施行法の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第

号)の施行の際現に一年以上以上小学校、中学校又は高等学校の教員の職にあるものは、この法律の規定の適用については、第二条第一項の表第六号上欄に掲げる者及び同表第七号上欄の高等学校高等科若しくは専門学校を卒業した者又は大学予科を修了した者とみなす。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

○永山委員 ただいま議題となりました教育職員免許法施行法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由を申し述べます。

元来、教育職員免許法施行法は、教育職員免許法制定以前の旧教員免許関係法令による教員免許状を有する者及び旧制の学校の卒業者の新免許法への切りかえについて規定したものであります。このうち、旧制の学校の卒業者の免許状の切りかえにつきましては、旧制大学、旧制高等専門学校等比較的教員となる者の多かった学校の出身者の場合は、その修業年限及び旧免許状の授与資格等を検討し、適当な新免許状への切りかえ規定が設けられております。ところが旧軍関係学校の場合は、旧制高等専門学校と同様に認められてはいるにもかかわらず、その出身者に対しては適切な切りかえが行われていなかったものであります。

現在、陸軍士官学校、陸軍航空士官学校、陸軍経理学校、海軍兵学校、海軍機関学校及び海軍経理学校の卒業者に現に教職についている者は全国で約三百名ほどありますが、その職務内容と能力は他の学校出身者と同様でありますので、そのうち在職一年以上のものに限り旧制高等専門学校の卒業者と同様の免許状を授与することを適当と認めてこの改正案を提出することになりました。

何とぞ慎重審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

○長谷川委員長 これより本案に対する質疑に入ります。質疑を許します。

高津正道君。

○高津委員 教育職員免許法施行法の一部を改正する法律案について質問をいたします。

この法案にあげている陸軍士官学校等、旧軍関係学校卒業者で、現に教員の職にある者のうちで、在職一年以上の者、それだけに限った理由を御説明願いたいと思います。

○永山委員 これからの関係者には言及いたしません。一年以上という

ことにうたったのであります。一年以内の関係者というものはほとんど実害はない程度であるというように考えて、在職一年以上の者にいたしたような次第でございます。

○高津委員 この法律案が実施を見て適用を受ける者は全国で約三百名という御説明であります。それは文部省の調査によるものでありましようか。

そしてまた約三百名というのは、三百名を下回るのか、あるいはどのくらい上回るのか、それも念のために聞いておきたいと思つております。

○辻委員 ただいまの御質問でございますが、これは文部省の提案ではなくて、議員提案になっておりますが、私どものところへ署名で請願してきた者が約三百名でございます。それを上回るにいたしてもごくわずかであります。下回るにしても数名という程度でございます。調査が徹底的に進んでおらない関係上、数名の前後はすると思つておりますが、大体三百名とお考えいた

だきまして大した誤まりはございません。その内訳を申し上げますと、陸軍の学校を卒業した者が約二百名、海軍の学校を卒業した者が約百名でございます。

○高津委員 さらに念のためにお尋ねいたしますが、その人々は一年以上在職していれば、もはや軍部の学校にいたことを受けた思想は捨て去っている、こう認めてよいのでありましょうか。

○辻委員 一年以上ここに書きましたが、実際に調べてみますと、三年以上もしくは二年以上の方が多いのであります。現在の社会情勢では新しく採用されるということは非常に困難な条件にあります。ほとんど全部の者が、一年どころじゃない、二年、三年以上というものが実情でございます。なおこの陸軍や海軍の学校で受けた、いわゆる軍事偏重の思想を清算しているかどうかという点でございますが、皆様の御子供さんその先生から教えを受けておられる人も相当あるのでございす。その御意見を徴しまして、きわめて中正な思想を持っておられるようであります。またその中には、ごく一部であります。日教組の幹部として働いておられる人もあるというので、必ずしもこれは反動とは言えないと思ひます。

○河野(正)委員 ただいまの法案につきまして、一、二質疑を申し上げます。御所見を承わってみたいと思ひます。それは今度の法案で、能力あるいは職務内容が同一なら同等の資格が与えられるということにつきましては異論がございませぬが、まず一点お尋ね申し上げたいと思ひますことは、法案の中では陸軍士官学校、陸軍

航空士官学校、陸軍経理学校、海軍兵学校、海軍機関学校、海軍経理学校というように軍関係学校だけに限られてゐるわけでありませぬけれども、私ども心配いたしますのは、同等の資格を持った学校が他にないと思ひます。ならば、私は若干不合理な点が出てくると思ひます。なればこれだけでいいのだと思ひますけれども……。そこで他にそういうふうな同等と考えられる学校があるのかないのか、この点御調査がございませぬならば御報告願つておきたいと思ひます。

○辻委員 陸軍について申し上げますと、ただいまの御質問に当りますものは、工科学校あるいは経理学校というものはあります。この工科学校というのは陸軍士官学校を卒業した者が入る学校で、これは適用を受けます。それから経理学校は下士官から入った人が多くて、所定の教育内容が単位に到達しておらない者が多いのでありまして、やはりこれは適用を認めたいという意味で省いておるのであります。

○河野(正)委員 さらにもう一点重ねてお尋ね申し上げます。お尋ねしたいと思ひますことは、この法案で能力という点に於いて認められるという点になりますと、在職一年以上に限られるということにつきましては私は若干異論があるのではないかと。そういった人が軍関係の学校を出て能力があるという点になりますならば、一年以上というふうなことは必要ないのじゃないかというふうにも考えるわけでございますが、ことさらに在職一年以上というふうな御規定なさったお考え方を承わつておきたいと思ひます。

○辻委員 今河野委員がおっしゃる通り、できることならば現在職にある者は一年未満の者でもやっていた方がいいというものが私どもの希望でございます。しかしそうなりますと、この法令ができたというので、またすぐ新しく入るというふうな心配等もございすので、この法案ではむしろ現在おる者で、そして一年以上の経験を経た者で、能力があり中正な人というふうに限つたのでございす。できまして、ならば取つていただきたいという意見もありましたが、これは実は社会党の皆さんに御了解を得まして、社会党の御意見を尊重して、こういうふうな修正いたしましたのであります。どうぞあしからず……。

○小林(信)委員 関連して、今提案になっておりますのはこれは純然たる軍関係です。しかし同じような立場にあるものがまだ私に残されてゐると思ひます。辻さんのごく懇意の広瀬正實という者がおりますが、これなんか、これはやはり軍関係の人間ですが、しかし私が今申し上げるのは軍関係以外のものです。これをやっぱり国会で取り上げて何とかしてくれというふうな話があつて、おそらく辻さんも御存じだろふと思ひますが、私もこの法案に對しましては、かつてはどうあつても、その人たちの立場というものを考慮するとき、これは無理からぬことだと思ひます。やはりそういう場合には、これと同様な立場にある者もあわせて考えていかなければいけないと思ひますが、果してお考えになつていただけるかどうか。それはもとをやつぱり先生なんです。内地で先生をやつておられたんですが、たまたまああいう立場に立ちまして、満鉄あた

りに行った先生がたくさんあります。その満鉄と同じ形で華北交通というものが作られたわけです。華北交通で満鉄の職員と同じような形式で、先生を採用したことがある。そこに行きますときには扶輪学校という——華北交通関係の学校は扶輪学校という名前なんです。それが大がいに内地で教職にあつた人が行きて、やや宣撫工作的な仕事をやつたんです。しかしその人たちは終戦になると同時に国内に帰つて参りまして、また教職についています。が、その扶輪学校に奉職した期間が、やはりこの人たちと同じように、今恩給年限等にその年間を認められておらない。これを考えになつておられるかどうか、私はお尋ねしたいのです。

○辻委員 軍以外の係の切りかへはほとんど大部分終つておりますが、今小林委員のおっしゃつたように、満洲とか中国等で特殊の学校に入つた人が確かに漏れておると思ひます。ごく少数でございます。これが、これは調査ができた次第、これと同様の処置をとつていただきたいと思ひます。

○小林(信)委員 そのことについて、文部省側でどういふふうにお考えになつておられるか、お伺いします。

○斎藤説明員 今の先生の御質問は、免許状の取得の関係ではございせんが、恩給の継続の問題と拝聴したのでございすが、この問題について、ひとり満洲、北支のみならず、終戦の混乱の中で外地から引き揚げられた方々の継続的な問題として全般的に問題があらうと思ひますが、政府といたしましてはなお検討したいと存じております。

○佐藤(勲)委員 こういう免許状については非常に不公平な点がありまして、本案も三年前ごろから非常に熱心に陳情がありまして、軍国主義というもののはわれわれは反対でありますけれども、その当時の若い人が士官学校や海軍兵学校に入られた気がわかつて、そので、本案には、私も同情してぜひ通過させたいと思つておりますが、文部省はこの種の教員免許状について、いろいろなケースがあると思ひます。が、たまたまこういうケースが出まして、これは三百名ほどの人でありまして、その他の点についてどういふふうにお考えになつておられるのか、あるいはまたこの教育職員免許法というもののについては、文部省は比較的慎重であるといふことを聞いておりますが、何らかそういう理由があるのかどうかをこの際文部当局にお尋ねしておきます。

○稲葉政府委員 本法の旧軍関係諸学校卒業者の教育職員免許法の問題につきましては、検討の結果、文部省としては旧高専卒の卒業生と同等に取り扱うことに異存はないので、本法成立の上はその趣旨に従つて善処したいといふふうにお考えである次第でございます。

○佐藤(勲)委員 もう一つ軍関係以外で教育職員免許法を与えたいというふうなものは、これは斎藤説明員にお伺ひしたいと思ひます。それども、そういうケースがあるかどうか。またそれについてあなたはどういふふうにお考えになつておられるのか、一つお尋ねしておきたい。

○斎藤説明員 免許法の問題につきま

しては、一面教員の資質向上ということとを現在考えなければなりません。その取得の要件の強化ということが原則としては必要だろうと思ひます。今お話しにつきましては、大体ほとんど解決されておるといふ実情でありますので、これと同様の者をさらに盛るといふことを今考えておりません。

○佐藤(憲)委員 もう一つは御承知のようにこのうふな免許状をもらつても就職できないような問題が起るのではないかと思ひます。特に地方財政が逼迫しておりますので、学芸大学を出ても就職できないという県が方々に出てきたのであります。このうふな点について、これは政務次官にお尋ねしたいと思ひますが、政府はどういう施策でせつかく学芸大学を出た者を遊ばせないようにする方法を考えておられるのか。実は御承知のように、学芸大学を出てきた人は比較的経済的には恵まれない人が多く、ほかの大学では金がかかるけれども、学芸大学ならば就職口まで考えられておるからというので、父兄が学芸大学に出している場合が相当多いのであります。これは大学の教育学部もそうでありますが、そういう点についてこのごろはなかなか就職できないような声も聞いており、非常に残念に思つておりますが、こういう点についての文部当局の考え方をこの際お伺ひしておきたいと思ひます。

○稲葉政府委員 教員免許状を持つ資格がある者で、實際上就職につけないという関係の者が多数今日ございませう。これはわが国の教育上重大問題の一つといひますので、将来慎重にこれ

に対処する具体策を講じなければならぬといふふうに思つております。そういった際に、旧軍関係の人にこういう待遇を与えることが、余つていふところにはさらにまた余を生ずるという御懸念からの御質問かと存じますが、現在旧軍関係学校卒業者で就職についておられる人は約二百七十人、これらの人も、二級免許状の授受を受けるのは三年の教職経験を必要とするという制限規定もありますので、教員の需要と供給にこの数が直ちに非常な影響を及ぼすといふことにはならない。むしろ教員の資格ある者が就職できないという関係は、他の方に欠陥がある問題でありますから、その方面を検討していくことは大いに考えなければならぬ。せんが、この数が直ちにそれに非常な重大な影響を及ぼすとは考えておりません。

○長谷川委員 小牧委員。
○小牧委員 一点辻さんに御質問いたします。この提案理由の中に、職務内容は大他他の学校出身者と同様である、こゝろ書いてあるわけですが、私実情を存じませんけれども、こういう方は大体どういふような教科を担当しておられるのか。それから給与の実情でございしますが、御存じであれば、この機会にお聞かせ願ひたいと思ひます。
○辻委員 職務の内容と申しますのは、三百人について一々調査したわけではございませんが、大体正規の学校を出た人と全く同じ職務をやっているわけでありませう。それから給与の関係は、ざっと調べましたところでございますが、多少違いがあるかもしれませうが、大体一万五千元もらつております。一万五千元、いわゆる代用教員

としての――勤務年数にもよりますが、れども、一般の学校を卒業した者よりも非常に低く現在なつております。

○辻原委員 ちよつと文部省の方に質問しておきたいのでありますが、この問題は、提案の趣旨を見ましても、何ら異存のないところであつて、本来ならば当然施行法制定の際に顧慮しなければならぬ問題であつたと私は考える。すでに辻さんが先ほど述べられたように、この問題の陳情、請願があつてからも、われわれはしばしばこれについての取扱いを文部省にただしたことがあつたのであります。しかしわれわれが常識的に考えるのと別な理由で、もつて、これらについての措置を文部省がとらなかつた何らかのいきさつがあるのではないかと思ひます。本来ならば、これが施行法で――施行法は御承知の通りそれぞれ同一学力、あるいは同一の修業年限を持つておれば、同等とみなすという建前を貫くのが本筋でありますから、従つてそのような措置が抜けておれば、積極的に文部省自体がおとりになるのが建前だと思ひます。国会がこれを取り上げて、部分的にこゝういふ措置をやつていかなければならぬといふことは、私は本来の正常な行き方ではないと思ひますのであります。文部省が責任をもつて、いわばこれは事務的取扱ひでありますから、当然措置すべきがほんとうである。今政務次官から、文部省は何ら異存がないというお話しだつた。異存がないならば、なぜ積極的にかういふことを取り上げてやらないかという問題が出ると思ひます。私は他の同僚委員からも指摘されたとように、他の問題もいろいろあると

思ふ。確かに今大きな問題としては、外地から引き揚げて新しく新免許法にのつて奉職している旧引揚教員の方々の恩給の通算の問題等々は、これは御本人にとつても非常に不気味な毒な問題である。本人の責任によつて生じた問題ではなくして、自然的な国家の変革によつて生まれた身分上の問題でありませうから、これらはあげて文部省が精細に調査をして、解決をしていただかなければならぬ。これも先ほど齊藤説明員のお話によれば、検討をしておるといふ程度であります。これをわれわれが取り上げて、国会で立法すれば何ら異存がないとまた言わんとするの、か、さういふことでは、私は消極的だと申し上げる。だから免許法には建前がありませうから、できない点はあらかじめ、こゝういふ点については逆にこゝういふ不合理ができますといふことを述べて、あとでいろいろ問題が、法律の建前をくずすところのおそれや来たりさないうちに、この際しつかり答弁をなさつた方が私は文部省のおためであると思ひますので、この点で一つ説明を求めておきます。

○齊藤説明員 御承知のように、免許制度が改正になりました。施行法ができましたのは、当時は軍関係者が追放になつた時代でございまして、そのときの立法當時には、その点を現実的に考慮する必要がなかつたといふ点がございします。その後先ほど申し上げましたように、免許法の関係の法令の改正につきましましては、やはり教員の資質の向上といふことを主として考えまして、その資格の取得要件の強化といふことを非常に考えなければならぬのでございまして、これを拡張するといふこと

とにつきましましては、文部省としてはきわめて慎重な取扱ひをしてきておつたのでございします。お話のように、軍関係の方々の就職している状況、あるいはその出身の方々の現状、学力の状況等につきましても、慎重に検討する必要があると思ひますので、現在まで遺憾ながら政府で立法の手續をとるというに至らなかつたのでございしますが、現在この出身の方々が、数もそう多くなく、しかも現状をいたしましては、学力が相当すぐれておる方々がかなりおられるといふことが判明いたしましたので、免許法を改正して、これらの方々に免許状を付与し得る道を開くことができまことにございまして、現在といたしましては、文部省としては特に異存はないわけでございます。

○辻原委員 今の説明は了解できません。それはいかなる理由かといひますと、まず施行法のできた當時は、御説の通りです。しかしその後施行法の改正もしばしば行われております。なぜそのときにこゝういふ問題をやらなかつたかといふ点、それから今御説明によれば、免許法の建前は、資格資質の向上を中心とした、従つて免許法本法に基く免許状の取得といふことを中心に置いた。このことの意味合いはわかりませう。しかしながらあなたが今言われたように、その後だんだんと軍関係の人々もその資質内容を高めてきた。従つてこゝういふ免許状――をいわれる二級普通免許といふ臨時免許状を、高等専門学校と同等としてやることも差しつかえないようになったといふ説明、これは私は了解できない。建前はさうじゃないでしょう。かつての軍関係の学校がその修業年限、それからその

とにつきましましては、文部省としてはきわめて慎重な取扱ひをしてきておつたのでございします。お話のように、軍関係の方々の就職している状況、あるいはその出身の方々の現状、学力の状況等につきましても、慎重に検討する必要があると思ひますので、現在まで遺憾ながら政府で立法の手續をとるというに至らなかつたのでございしますが、現在この出身の方々が、数もそう多くなく、しかも現状をいたしましては、学力が相当すぐれておる方々がかなりおられるといふことが判明いたしましたので、免許法を改正して、これらの方々に免許状を付与し得る道を開くことができまことにございまして、現在といたしましては、文部省としては特に異存はないわけでございます。

修業年限が持つておった内容から見、高等専門学校と同等であるという意味合いにおいて、これをみなすというのでしよう、施行法の建前は……だからそれは理屈からいへば、その後御本人がどういふような資質の向上をやっておろうが、それは関係はないのです。だからそれは通り一べんの説明にすぎません。これは資藤さんの明晰な頭脳から出た御説明と私は受け取れない。そういう意味合いにおいて、われわれはこれを支持したのじゃないのです。一応これは修業年限、それから建前から見て、これは同等であるという意味において認めたわけなんです。だから今の資藤さんの御説明によってやろうとするならば、これから、先ほど小林さんが指摘されたような問題は、全部一人々々の資質が果して向上しておるかどうかというようなことによってやらなければ、煩瑣な問題がでるのです。だからそうではなくて、大体すでに十年も経過して、一般的に追放その他の問題もなく、なったのだから、一般のスタンダードにして、過去にあった学校において、同じような修業年限をもつてみなされるものについては、施行法の建前に右へならえてやっていくということが救済の措置であらうというのです。そういう建前でやっても構わないと私はいけないと思う。それからいまいつは、人数の多寡でやられては困ります。一人であらうとも不合理が出来るは是正する。百人おろうが一人おろうが、建前をくずすような改正はやらない。それはやはり筋を通しておかなければ、免許法というものは複雑な法律でありますから、これはくずれま

す。そういう点は十分配慮して、しっかりとやってもらねと、国会の方で改正すればいいのでございませう、そういうような消極的な立場で法の扱いをやられたのでは困るということだ、蛇足ではあります、つけ加えておきます。

○稲葉政府委員 辻原さんの御質問はごもっともでございまして、旧軍関係の学校は文部省の所轄でなかったために、どういふ科目をどういふふうに通じておるのか、そういう関係のことにつきましては、厚生省の引揚援護局長から通牒をもらつたり、いろいろやはり調査をするに多少の時間を要したということが一つございませう。それもあり時間を要し過ぎたきらいがあつて、文部省怠慢の責めを問われれば、頭を下げざるを得ない点もありましよう。そこで率直に私は今日においてこういうことを措置すべきである、こういうふうに通じておる次第でございませう。御了承願ひたいと存じます。

○長谷川委員長 他に御質疑はありますか。――御質疑がなければ、質疑を終局し、これより本案を討論に付します。――別に討論の通告もないようでございますので、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

○長谷川委員長 御異議なしと認め、これより採決いたします。本案を原案の通り可決するに賛成の諸君の起立をお願いします。

○長谷川委員長 起立総員。よって本案は原案の通り可決するに決しました。

○長谷川委員長 次に、公立学校の学校の公務災害補償に関する法律案を議題といたします。まず提案の趣旨説明を聴取いたします。参議院文教委員 長岡三郎君。

公立学校の学校の公務災害補償に関する法律案
公立学校の学校の公務災害補償に関する法律

(目的)
第一条 この法律は、公立学校の学校の公務上の災害に対する補償を行うとともに、当該補償に要する経費についての費用負担に關し必要な事項を定めることを目的とする。

(補償義務)
第二条 地方公共団体は、その設置する学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校をいう)の非常勤の学校医(以下「学校医」という)の公務上の災害(負傷、疾病、廃疾又は死亡をいう。以下同じ)に對し、この法律の定めるところにより、補償を行わなければならない。

(補償の種類)
第三条 この法律により地方公共団体が行う学校医の公務上の災害に対する補償(以下「補償」という)の種類は、次に掲げるものとする。
一 療養補償(学校医が公務上負傷し、又は疾病にかつた場合における必要な療養の実施又は必要な療養の費用の支給)
二 休業補償(学校医が公務上負傷し、又は疾病にかかり、療養のため勤務その他の業務に従事

することができない場合において、給与その他の業務上の収入を得ることができないときにおける補償)
三 障害補償(学校医が公務上負傷し、又は疾病にかかり、なおつた場合においてなお存する身体障害に対する補償)
四 遺族補償(学校医が公務上死亡した場合におけるその遺族に對する補償)
五 葬祭補償(学校医が公務上死亡した場合における葬祭を行う者に対する補償)
六 打切補償(学校医が療養補償開始後三年を経過しても負傷又は疾病がなおらない場合における補償)

(補償の範囲、金額、支給方法等)
第四条 前条各号の補償の範囲、金額及び支給方法その他補償に關し必要な事項は、政令で定める基準に従ひ、地方公共団体の条令で定める。ただし、市(特別区を含む。以下同じ)町村立の小学校、中学校、盲学校、聾学校及び養護学校(以下「義務教育諸学校」という)の学校医に關するものについては、都道府県の条令で定める。

2 前項の規定により政令で基準を定める場合には、政府は、国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)の規定を参しやくするとともに、前条各号の補償が、同一の学歴及び医師としての経験年数を有する常勤の国家公務員で職務上医師として医療に従事する者の公務上の災害に對し同法により行われる同種の補償と、お

おむね同程度のものとなるようにこれを定めなければならない。
(都道府県の負担)
第五条 都道府県は、市町村立の義務教育諸学校の学校医に係るこの法律による補償に要する経費を負担しなければならない。
(国の負担)
第六条 国は、公立の義務教育諸学校の学校医に係るこの法律による補償に要する経費の二分の一を負担する。

(協議)
第七条 市町村の教育委員会は、第五條に規定する学校医に係るこの法律による補償を行う場合においては、あらかじめ都道府県の教育委員会と協議しなければならない。
(審査)
第八条 この法律による公務上の災害の認定、療養の方法、補償金額の決定その他補償の実施に關し異議のある者は、当該都道府県の人事委員会に對し、人事委員会規則で定めるところにより、審査の請求をすることができる。

2 前項の請求があつたときは、当該都道府県の人事委員会は、直ちにこれを審査して裁定を行い、これを本人及び当該教育委員会に通知しなければならない。
3 第一項の規定による審査の請求は、時効の中断に關しては、裁判上の請求とみなす。

(損害賠償の免責)
第九条 地方公共団体は、この法律による補償を行つた場合においては、同一の事由については、その何額の限度において、国家賠償法

(昭和二十二年法律第百二十五号) 又は民法(明治二十九年法律第八十九号)による損害賠償の責を免れる。

(第三者に対する損害賠償の請求)

第十条 地方公共団体は、補償の原因である災害が第三者の行為によつて生じた場合においてこの法律による補償を行つたときは、その価額の限度において、この法律による補償を受けた者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

2 前項の場合において、この法律による補償を受けるべき者が当該第三者から同一の事由につき損害賠償を受けたときは、地方公共団体は、その価額の限度において、この法律による補償の責を免れる。

(補償を受ける権利)

第十一条 学校医が離職した場合においても、この法律による補償を受ける権利は、影響を受けない。

2 この法律による補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることはできない。

(時効)

第十二条 この法律による補償を受ける権利は、二年間行わないときは、時効により消滅する。

(非課税等)

第十三条 この法律により支給を受けた金品を標準として、租税その他の公課を課してはならない。

第十四条 この法律による補償に関する書類には、印紙税を課さない。

(無料証明)

第十五条 教育委員会又はこの法律

による補償を受けようとする者は、学校医の戸籍に關して、戸籍事務をつかさどる者又はその代理者に対して無料で証明を請求することができる。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して三箇月を超えない範囲内で政令で定める日から施行する。

2 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)の一部を次のように改正する。

第五十四条中「第十三条(他の法律において準用する場合を含む。以下同じ。)」の下に「公立学校の学校医の公務災害補償に関する法律(昭和三十三年法律第百三十三号)を加える。」

第五十六条第三号中「第十三条」の下に「公立学校の学校医の公務災害補償に関する法律第三十三条第三号」を加える。

第六十四條中「第十五条(他の法律において準用する場合を含む。)」の下に「公立学校の学校医の公務災害補償に関する法律第三十三条第三号」を加える。

第六十六條中「第十五条(他の法律において準用する場合を含む。)」の下に「公立学校の学校医の公務災害補償に関する法律第三十三条第四号」を加える。

3 地方税法(昭和二十五年法律第百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二百六十二條第六号中「国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第百九十一号。防衛庁職員給与法第二十七條第一項において準用する場合を含む。以下同じ。)」の下に「公立学校の学校医の公務災害補償に関する法律(昭和三十三年法律第百三十三号)」を加える。

第六百七十二條第六号中「国家公務員災害補償法」の下に「公立学校の学校医の公務災害補償に関する法律」を加える。

公務員災害補償法」の下に「公立学校の学校医の公務災害補償に関する法律」を加える。

この法律施行に要する経費

この法律を施行するには経費を要するが、その所要額は、学校医の公務災害の発生件数及びその種類等によつて決定される。過去の事例よりみると学校医の公務災害はまれなことであるが、一人の学校医が公務上死亡するものとすれば、その所要額は、約五十万円である。

○岡参議院議員 たいま議題となりました公立学校の学校医の公務災害補償に関する法律案につきまして、提案の理由と内容の概要を御説明申し上げます。

学校医は、学校教育法施行規則によりまして、各学校に置かれておりまして、これら学校医は、教職員の保健活動、児童生徒の健康管理はもちろんで、修学旅行、遠足、運動会等の学校行事の企画運営等にも参画いたし、学校保健にきわめて重要な職務を担っておりまして、

現在、公立の学校におきましては、学校医の身分は、地方公務員法におきまして、特別職の非常勤職員となっております。従いまして、これらの学校医が学校の教育活動におきまして公務上災害をこうむりまして、その補償が受けられないことになっております。

去る昭和二十四年七月、熊本県津森小学校の修学旅行に同行いたしました一学校医が、突風による乗船の転覆事故によつて遭難し、二十二名の児童、一名の教師とともに、殉職いたしました。

た事件は、当時天下の耳目を聳動させたのでありましたが、学校医の公務災害補償についての法的規制がございせんため、適切な補償が行われず、遺家族をきわめて悲惨な状況に追い込んだのであります。またこのことが全国五万余名の学校医に与えた衝撃も大きかったのであります。近年、学校行事に伴います各種の災害が学校内外におきまして頻々として起つておりますことは、まことに遺憾でございまして、一方これらの学校行事に学校医が直接に参加いたしますことは、その運営上きわめて適切な措置であることは申すまでもありません。

すでに述べましたように、これらの行事に学校医が参加することは、きわめて必要であるにもかかわらず、その際万不幸にして災害をこうむりまして、補償については何らの法的規制がありませんから、この現状を改善し、学校に対する学校医の熱意と関心を深め、学校医が安心して学校保健に積極的に参画できるように、公立学校の学校医の公務上の災害に対する補償を行うこととする必要があると存じますので、ここにこの法律案を提案いたします。以下本案の内容のおもな点について申し上げます。

まず地方公共団体は、その設置する学校の非常勤の学校医の公務上の災害に対して、補償をしなければならぬことを規定いたしますとともに、その補償の種類を定めております。

次に、右の補償の範囲、金額及び支給方法等は、政令で定める基準に従いまして、地方公共団体の条例で定めることとし、その政令を定める場合に

は、国家公務員災害補償法の規定を参酌する等の規定をいたしております。さらに、都道府県が市町村立の義務教育諸学校の学校医にかかる補償に要する経費を負担することとし、国はその二分の一を負担することとしたす等の規定を設けております。

その他、市町村教育委員会と都道府県教育委員会との協議、補償の実施についての審査請求等の規定をいたしたのであります。

なお、附則におきまして、本法律は、公布の日から起算いたしまして三箇月を超えない範囲内で政令で定める日から施行することといたすとともに、関係法に所要の改正をいたすこととなつております。

以上、本法律案の提案の理由と、その内容について御説明申し上げます。何とぞ慎重御審議の上御賛成下さいませようお願い申し上げます。

○長谷川委員長 これより質疑に入ります。

質疑の通告があります。これを許します。河野正君。

○河野(正)委員 たいま上程になりました公立学校の学校医の公務災害補償に関する法律案につきまして、若干の質疑を行ひまして、御所見を承わつておきたいと思ひます。

提案者も御指摘いたされましたように、今日まで公立学校の学校医というものは、ほとんど無報酬に近いような待遇のもとに、いろいろと学校の保健衛生その他の業務に参加いたして参ったわけでございますけれども、しかしながらただいま提案者の御指摘のように、災害等につきましては何ら補償が行われない、このことにつきまして

私どもも非常に遺憾に考えておたわけてあります。そこでこの法案が通過するということになりますならば、今後学校医の熱意と関心というものが非常に深まっていって、学校医といふことで、おのづから使命がますます達成されて参るということになります。私どもも全く御同感でございます。そこでせっかくそういう私どもが期待いたしますような法案でございますから、そういった法案の円滑あるいは完璧を期する意味におきまして、若干の質疑を行い御所見を承わっておきたいと思つておきます。

まず私がお尋ね申し上げたいと思つますことは、学校医が公務災害に基きましていろいろと補償を受けるわけでございますが、療養補償あるいは休業補償、障害補償、遺族補償、葬祭補償、打切補償、こういったいろいろな列記されておりますような補償を受けるわけであります。問題は、学校医といふものが特別職というやうな立場をとつておきまして、非常勤でございますし、その生活の本拠といふものは別にあります。その生活の本拠といふものが、実際に災害をこうむりまして補償を受けます場合には、そういった補償といふものが政令で定められると思つても、一定の基準によつてやられるということに相なつて参るわけでございます。すけれども、しかしながら学校医の性格といふものは、ほとんど開業といふものを生活の本拠といひしておきますので、それぞれ個々におきまして生活的な条件といふものが非常に異なつておるわけでございます。たとえば具体的に申しますならば、非常に大きな病院を経営しておられる方もありま

しょうし、あるいは小さな診療所の業務に従事しておられる方もあります。それが一たん災害をこうむつて、これが政令で定めます同一の基準によつて補償を受け得るということになりますと、補償を受けることにつきましましては異論ございせんけれども、しかし災害をこうむりました学校医の受けまします被害といふものにつきましましては、いろいろでございまして、この点でございます。結果になると思つておきますが、これに対する点につきましまして提案者はどのように御考慮をいたしておられますか、まずその点を明らかにしていただきたいと思つておきます。

○岡参議院議員 今の御質問は、学校医の立場と申しますか、営業している状態といふものがいろいろと異なつておるわけで、災害をこうむつて補償を受ける段階になるとまちまちになるということですが、学校医といふものが、それぞれ大きな病院を経営しているとか、あるいは町医者でやつておるのか、いろいろな状態のあることは事実ですが、しかし一応の基準を定めておき、そして、その結果として相当経済的に恵まれておられる者も、困窮しておられる者も同一になるということは、法の建前上やむを得ないのじやないかと考えておられます。従いまして、この点については、その内容についての検討はそれぞれの機関で十分することになつておられますから、できるだけ困つておられる人を対象にしてやるということになります。したが、しかし実際の部面としては同じにならざるを得ないだろう、こうせぬと、個々によつて変つてくるということになると、その基準といふものが

また非常にむづかしくなりますので、一応こういうふうな規定になつたわけでありま。

○河野(正)委員 その点につきましましては、私どもの立場から申し上げましますと、やはり補償でありまします以上は、これは労災保険も同じであります。過去の実績に基きまして補償されるというやうな懸念もあるわけでございまして、できますれば私どもも、たゞいま提案者から御説明いただきましたように、なるほど基準を定めることによつて一応救済をしていきたいということとは了承できるわけでありますけれども、しかし過去の実績において考慮するといふことは、やはり補償という建前からいへば重要な問題だといふふうな考へるわけでございまして、少くとも補償である以上は、過去の実績を尊重するといふことはきわめて重要だといふふうな考へるわけでございまして。

それから第二に指摘いたして御所見を承わつておきたいと思つますことは、大体基準といふものが政令で定められ、その政令に基きまして地方公共団体が条例を定めるといふこととございまして、今日地方財政といふものは非常に困難な状態に置かれておる、そういったことで、地方財政の状況いかによつてこのやうないろいろな補償といふものがでこぼこを生ずるおそれがあるはせぬかといふやうなことも考へるわけでございまして、この点はいかがでございませうか。

○岡参議院議員 ただいま指摘された点も実際の運用に当つては相当問題にならうと思つます。しかし市町村立の義務教育諸学校にかかる補償につきま

しては都道府県もこれを負担する、そうしてさらに国としてその二分の一を支給する、こういうことになつておられますので、今後の運用としては、都道府県あるいは市町村にこの趣旨を徹底して、そうしてこの法律に伴うところの補償といふものをでこぼこにならぬやうに慎重に運営しなければならぬと思つます。今後そういうことのでこぼこが起らないやうに法運営といふものをしっかりとやっていきたい、こう考へます。

○河野(正)委員 それからさらに一点お尋ね申し上げたいと思つます。それは、御承知のようにこの法案によりますると、市町村立の義務教育諸学校の学校医がこの法律に基いて補償を受けるわけでございまして、その場合にあらかじめ都道府県の教育委員会と協議しなければならぬといふやうなことでございまして、この市町村の教育委員会で大体きめましますことを、その以前におきまして都道府県の教育委員会とあらかじめ協議しなければならぬといふことの意味が、多少私どもも——もちろんこれは固いし果がその二分の一を負担するといふことでせうといったことが考へられておると思つてございまして、もしそのために市町村で定められようといひます補償額といふものがいろいろの抑制を受けるというやうなことが出てくるのではなからうかといふやうなことを心配するわけであります。さやうな危惧はないといふふうにお考へになつておられますかどうか、お伺いしたいと思つます。

○岡参議院議員 ただいまの河野委員の御質問でございまして、やはり法の建前上、市町村の教育委員会が案を作つ

て、そうして県の方と協議をするといふことになつておかぬと工合が悪いと思つたのですが、特に財政負担を都道府県にかけるといふ点で、そういうふうな運営していきたいと思つておられます。それで實際面においては、やはり文部省が全国の教育委員会を通してこういう面についての十分な指導を行なつていかなければならぬ。さらにそれでもなお不均等が生ずるといふことになれば、これは審査請求もなされますので、そういう欠陥を是正していく方途も考へられておりますが、御心配の点が發生しないやうにしていきたい、こう考へます。

○長谷川委員長 辻原弘市君。

○辻原委員 提案者にとりまして関連して承わつておきたいのであります。今、回置きされようとする学校医の方々に對する公務災害補償の問題は、これはまことにけっこうであります。教員の場合には国家公務員法の建前によつての補償が同様公務によつて生じた場合は受けられる、こういうことに相なつておられます。その間の均衡としては非常にいいのではないかとと思つます。ただ残る問題は、これは法の建前は多少違つてありましようが、かねがねわが党から主張いたしておられますが、對する災害補償の問題であります。法律の觀念を除きますれば、やはりひとしく教育上生まれるいわゆる災害に對する補償の問題であらうかと思つますので、これら教育上生まれる災害補償の問題を、完璧を期すると思つれば、当然教員、それから学校医の方々、同時にまた教育の對象になつておる児童生徒、こういう關係にまで及ぼすのが考へ方として妥当じゃないかとわれわ

られる際、これは公務上の災害と限定をいたしておりますが、言葉は置きかえてみますと、教育上の災害であろうと思います。いわゆる学校という教育の場にあつて生ずるそれらの災害補償であらうかと思ひますので、児童に対する災害の補償の問題については、提案者の方ではどういふふうにお取り扱ひになつたか、これらの点にまで言及されて、関連ある事項として検討せられたかどうか、この点を承わつておきたいと思ひます。

ましては、衆議院の方に児童の災害補償に関する法律案が出ておることも承知いたしております。従いまして、この学校医の公務災害補償に関する法律案を發議する場合に、それをどのように考えようかと検討した結果、参議院においては、今手元にその案文はありませんが、児童災害補償に対する委員会の決議をして、これを政府としては

う決議をあわせて行うことによつて、今後すみやかに兇悪災害に対する検討をして、これを法律案として提出するような方向が望ましい、こういうふうな委員会としてはこれを検討する際にやつておきます。

おきたいのでありますが、承わればこの法案の審議の過程に、参議院としては、すみやかに児童災害について善処すべしという決議案をあげられておるようでありますが、この趣旨にこたえられて、それらの立法措置をおとりになる用意があるかどうか、

○稲葉政府委員 児童災害補償法につきましては十分検討の上善処したいというふうに考えております。

○辻原委員 あまりくどくはお尋ねい

政府の言葉は兩三年来承わつておるの
であります。兩三年、研究いたしました
す、善処いたします、調査いたします
という、この三つの言葉以外は承われ
なかつたのでありますが、すでにかく
のごとく国家補償を前提とした学校医
に対する補償の問題も燃案として解決

う言葉でなくして、積極的にどういう目安でもって、また国家補償とするのか、あるいは相互扶助的な形とするのか、何がしかの方針はもう出ている段階ではないかと思うのであります。いかがですか、いまだ調査中でありませうか、いまだ方針についての検討中でありませうか、いまだ具体的に承わっておりますか、おたいと思います。

は、公立学校、学校の災害補償に関する法律案についてもこういうことになって解決したからというお話でしたが、まだこの問題は解決していない。特に文部省としては見解も別にあるわけです。しかしながら、これとは別

相当積極的に調査を進めておりまし
し、また今国会に間に合うという段階
までいっていないというだけの話で、
次期国会くらいまでには間に合せまし
て、御要望に応ずることができるので
はないかと考えております。

○辻原委員　これで終わりますが、次期

すと、大体次期国会には提案できる見通しである、こういうふうに了解をいたしましたので、その言葉を後日の参考にいたしまして、われわれも一つ十

●長谷川委員長　他に御質疑はありませんか。――御質疑がなければ、本案に対する質疑はこれにて終局いたします。

これより討論に入ります。別に討論の通告もないようでございますので、

と思ひますが、御異議ありませんか。
 「異議なし」と呼ぶ者あり」
 ○長谷川委員長 御異議なしと認め、
 これより採決いたします。
 本案を原案の通り可決するに賛成の
 諸君の御起立を願ひます。
 【総員起立】
 ○長谷川委員長 起立総員。よつて本
 案は原案の通り可決するに決しました。

○長谷川委員長 次、盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律案を議題とし、審査を進めます。質疑を許します。小林信一君。

○小林(信)委員 私もこの法律案には

いところもありますのでお尋ねいたします。

まず第一番に、この法案の第一条に「この法律は、盲学校、聾学校及び養護学校における教育の特殊性にかんがみ」と書いてありますが、提案理由の中にも多少そういうことを御説明に

解をお聞きしておきたいと思うのですが、提案者の特殊性に対する御説明をお願いいたします。

○岡参議院議員 主として盲学校、ろ

子供たちを何とか自活できるように教育したい、そうすると、小学校と中学校だけでは、あんなをやるにしてもはりをやるにしても、なかなか思うようにまかせない。特に小学校へ就学する前において、こういうふうな特殊児童は早期に教育になれさせ、そうしてそ

學校を通して何とか職業戦線にくみして自活できるようにせたい。特に高等學校においてはそういうふうな必要が特段にあると思います。従いまして、他の一般の通常の子供と違って、教育的に實際方法を検討してきた人々の声を聞いても、幼稚部、高等部というものは、普通學校における幼稚園、高等學校とは全然性格が異なるの

前から高等部というものは必須的なものである、こういうような見解に基いてこういうような法律を定めたわけでありまして、詳細に特殊性について申し述べればいいわけですが、以上でお願いします。

ていただきましたが、述べられております御趣旨に對しましては私も賛成です。やはり幼稚部があり、高等部があり、しかもそれが一貫した形で運営されているという点を考えれば、確かにそれが一つの特殊性になるわけですが、ことに、盲学校、ろう学校の生徒に對

いうものを強く認識しなければいけないと思うのです。というのは、多分提案者はそういうことは御研究なさっておられるでしょうが、こういうところ

遺憾に思うのです。どこにでもそういう学校があるのじゃない、大がい一県に一つというような形で置かれております。そこに行こうとすれば、からだの不自由な子供ですから大がい寄宿生活をしなければならぬということにも当然なるし、さまざまな経費がかかる

学校に行かせようとしても行けない子供がたくさんおる。だから、こういう法律を作る場合に最も考えなければならぬことは、その経営の一貫性というような問題でなくて、あらゆるそういう該当者がこういう学校に收容されるために、こういうことをしなければならぬということが今一番必要じゃないかと私は思うのです。そうしてなるべ

いうことが、こういう該當者を多く収容する道になると私は思うのです。このことは、岡さんに御説明することは釈迦に説法になるかもしれませんが、しかしこういう提案理由だけでは、何か実体というものを忘れておるような

申し上げるのですが、そういうように考えて参りますと、この法案に盛りられておりますように、この法律が作られてまして学校給食が幼稚園部、高等部にも適用されるということになりました。でも、法案の内容を見るとまことに恩恵が少ない。そういうただ一貫性の上から

考えたであつて、もつとこういう身体不自由児が収容されなければならぬという現状を考えてみるには、施設の問題を見ましても、給食の実際におきまして、小麦粉や小麦が多少安くなるというような形で学校給食は事足りるというようなことでは、私は非常に不満であります。おそらくこういう点につきましては、提案者は一応この程度にして、さらにこういう段階を私たちは考えているのだというものがあつてもいいと思いますが、法案だけを見ますと、その注目するところがまことに部分的である、ほんとうの特殊性を把握しておかない、こういうような形で法律が通つても、その恩恵というものはまことに微々たるものである、今こういう学校に対して最も要望されているような最善の措置にならない、こういうことが言えると私は思うのであります。これに対して、そういうこともあるけれども、そういう点をあまりはつきりすると法律が通らないからというようにあるかもしれないけれども、御抱負をこの際承わつておきたいと思ひます。

○岡参議院議員 今小林委員から指摘された点は御同感でありまして、われわれといつても小学校、中学校に与えられておるうちに、幼稚園、高等部の生徒に対しても、教科書なり交通費なりさらに進んでその施設の改善等について手をつけたい、こういう点で十分検討して参つたわけですが、予算も一応三十二年度予算としてはすでに決定済みでありまして、小部分でも本年度からこのような気の毒な子供たちに恩恵を國として与えてやりたいという点で、不十分ではありますが、こ

のような法律案を提出するようになつたわけですが、従いまして、われわれとしては昭和三十三年を期して——これは参議院の文教委員会における与党の委員の各位も積極的な予算獲得に邁進したい、こういうような申し合せ等もして、一まずこれを出して、三十三年度においては就学奨励費その他の点について、もつと積極的に、また学校給食の費用についても、就学奨励費の中でこれを出していきたい、こういうふうな構想を持っておりまして、これを御了解願ひたいと思ひます。

○小林(信)委員 そういふお考えは十分にあらうとは思つたのですが、しかしこつと出されておる法律なんですから、従つてこういうことを申し上げたのです。盲学校、ろう学校等の実際の運営を見ますと、そういう制度はあるけれども、十分な恩恵を与えることができないので、やみ制度と並べて、そうしていろいろな補助金等も獲得して、生徒たちの一人々々の負担も軽くして、なるべく大ぜいの者を収容しようというところが行われておる、私はそういうことを見たのです。それが今度先生たちがたまにそれをいいことにして不正をやるといふことになつて、盲学校、ろう学校の経営の上にはおもしろくないことが多いのです。私はそういう点から、こういう法律を作つていく上においては、もつと根本的な問題を究明して、適切な措置をしなければならぬと思つておられますが、文部省は現状から考えてこれに對してどういふふうにお考えになつておられるか。私は今のようなこの法案の内容というものは非常に残念だと思つたのです。事態の要求するものはもつと

高度なものだと思ふ。しかも今ちよつと申し上げましたように、盲学校、ろう学校を経営される校長さんや先生たちは、やつてはならないことまでやつて、そうしてなるべく生徒一人の負担を軽くしようといふことが行われておる。たまたまそれが不正だといつて指摘されるようなことも往々にして聞いているわけなんです。そういう現状を見ますときに、まことに今度は生徒たちがかわいそうなんです。辻原君のような指摘を受けることをおそれずに、文部省の態度をこの際お聞きしたいと思ひます。

○内閣府委員 小林委員の御説、私もまことにこつともであると思ひます。一方において給食を今まではやみでやつておつたのを、盲ろう学校の特長にかんがみて義務制と同じようにすることは非常に困つたことなことであります。同時に児童の父兄の負担を考えますと、御指摘のように私も非常に気の毒に思つておられます。三十三年度の予算におきましては、ぜひ就学奨励費の補助の中にこの点をはつきりと加えるように、予算獲得のために最善の努力をいたすことを申し上げて御了承願ひたいと思ひます。

○長谷川委員 他に御質疑はありますか。——なければ本案に対する質疑を終局し、これより討論に入りましょう。別に討論の通告もないようでありまして、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○長谷川委員長 御異議なしと認め、これより採決いたします。本案を原案の通り可決するに賛成の諸君の御起立を願ひます。

を願ひます。

〔議員起立〕

○長谷川委員長 起立議員よつて本案は原案の通り可決するに決しました。

○長谷川委員長 次に農業又は水産に係る産業教育に従事する国立及び公立の高等学校の教員に対する産業教育手当の支給に関する法律案を議題とし審査を進めます。質疑の通告がありますのでこれを許します。竹尾式君。

○竹尾委員 ただいま議題になりました法案につきまして、提案者にお尋ねをいたしますと同時に、委員長にお尋ねをいたします。提案者にはお尋ねの係がある法案であることは至大な関係です。そこでお尋ねの係がある関係で、政務次官でもお尋ねの係がある関係で、政務次官のお見受けけれども、私もいろいろこれに体験を持っておりまして、政務次官の御答弁でもよろしいが、しかしこれはある意味で文教政策の一つの根本に触れる問題ですから、大臣もぜひ御出席を願ひたいと思ふので、と申しますのは、きょうは委員長御承知のように人事院總裁から自治庁長官からみんなお呼びしたのですが、全部やむを得ない、ほかにとられてこれはない、こういうことです。これはある意味では文部当局だけではございませんが、提案者と文部当局に對しましてお尋ねしなければならぬ羽目に陥つたわけでありまして、と申しますのは、私も提案者の一人です。ここに名前がちゃんと書いてある。ところがこれはどういふ事情か、私もこの提案の理由についていろいろわからないところがある。提案者でわからないといふことはおかしい

が、事実わからない点がたくさんございます。そこでそういう意味合いにおきまして——提案者は深刻な顔をしておりませんが、そうあまりひどい質問はいたしませんから、ひどい質問と速記をとめていただくようにお願いをいたします。(笑聲)

この産業教育振興法は御承知でございまして、昭和二十七年の六月の幾日でありましたか、これは私が文部委員長をしたときに非常に苦勞をして通した修正案でございまして、これは一度修正されております。そこでこれも御案内の通り、第三条の三に修正で入つてある。産業教育に従事する教員の資格云々といふのを入れたわけですが、問題は、これにかかつてくる問題でありまして、農業教員の産業教育手当を支給するといふことについては、何の異存もございません。これはぜひ支給していただきたいのであります。しかしながら、これは片手落ちの点がございまして、農業教員に對して手当を支給するのであれば、これは何ゆえ工業の方に支給しないかといふことが、お尋ねの一点でありまして、この改正案を通すときも、問題は工業と農業のウェイト、バランスをどうするかといふようなことは、別に問題ではないでしようが、農業教員とそのウェイトにおいては、工業教員と決つて劣つておらないのでございまして、むしろ数においては、現在も若干工業教員の方が上回つておる、こういうような現状なんです。それをなぜ落したかといふことが、結局お尋ねの重要な一点でございまして、それにつきまして、私は提案者にお尋ねする前に、大臣にお尋ねをしたいと思ふのです。これは

稲葉政務次官でもけっこうなわけでは
ありますけれども、大臣から明白なる
御答弁をしていただきたい、こういう
ふうに思うのです。

○長谷川委員長 竹尾君に申し上げま
すが、ただいま竹尾君のお話のように、
大臣を呼びに行つておりますから、大
臣と関係のない点から御質問をしてい
ただきますと、すぐこちらに来ていた
だけののじゃないかと思ひます。

○竹尾委員 それではやむを得ず提案
者に、まず最初にお尋ねを申し上げま
す。なぜ工業の教師を入れなかつたか
という点を、これは非常に大ざっぱで
すが、これからだんだん微細の点に入
りますから……。

○赤城委員 竹尾委員から、産業教育
振興法の改正についてお話がありまし
たが、竹尾委員が委員長時代に大へん
お骨折りをされて入れた条項であるこ
とは、私も承知しております。敬意を
表しております。ただいまの質問であ
りますが、なぜ工業教師を入れなかつ
たか、こういうことのようにありまし
た。実はこの法律でも御承知だと思ひ
ますが、第三条で産業教育手当を支給
する条件としたしましては、「農業又は水
産に関する課程を置く国立の高等学校
の教員で高等学校の農業若しくは農業
実習又は水産若しくは水産実習の教諭
又は助教諭の免許状を有する者」、そ
れから第三の条件としては「当該農業
又は水産に関する課程において、実習を
伴う農業又は水産に関する科目を主と
して担任する場合」ということであ
りますから、農業教員、工業教員、こ
ういう区別は違ひまして、この間に
差はないと思ひますが、実習を伴う、
実習を主として産業教育手当を支給し

ようというのが、本案提案の趣旨で
ございます。

そこで農業あるいは水産において実
習をする場合も、工業において実習す
る場合も、大へんな差はないと存じ
ますが、段階的に考えまして、農業に
おいては自然的な条件が非常にたくさ
んの要素を持つておるのではないかと
それから実習の相手が生物であります
ので、時間外の勤務等につきましても
相当困難あるいは複雑性を持つておる
のではないかと、こういうことでありま
すので、まづもつて農業及び水産の実
習を伴う場合に、産業教育手当を出し
ていきたい。工業の方面につきましても、
いろいろ御説明があるだろうと思ひ
ますが、工業の方におきましても、
実習の困難性や複雑性も当然あること
と思ひます。しかし提案者としては、そ
の方の検討をまだ十二分に尽してお
りませんので、とりあえず農業及び水産
に關して実習を伴う場合、これに對し
て産業教育手当を支給しようと思ひ
か、こういう趣旨でございます。

○長谷川委員長 この際、竹尾君に申
し上げますが、一時十分に本会議の予
鈴が鳴るようでございます。時間もあ
りませんが、ただいまの件につきまし
ては、文部省としては一致した見解が
あるようでございまして、もし大臣で
なく、政務次官でよろしければ、政務
次官から御答弁をさせていただきます
か、いかがでございませうか。

○竹尾委員 そういふ見解は、私も実
は聞いておりまして、存じておりま
す。しかし根本の問題を一点だけお尋
ねしておかないとはつきりしない。御
答弁はわかつておりますが、それは
はつきりさせておかぬと思ひま

して、申し上げるのであります。
○長谷川委員長 それではどうぞ御質
問を願ひます。

○竹尾委員 そこで提案者にお尋ねを
いたしますが、農業の方は調査ができ
ておつて、工業教員の方はできておら
ない。であるから、農業だけをとりあ
えずやられた、こういうような御答弁
のようでしたか、そうでございませうか。

○赤城委員 調査がしてはありますけ
れども、十二分とは申し上げられない
ような形でありまして、しかし農業と工業
の実習とはむしろ違ひますので、たと
えば工業においては、ある時間が過ぎ
れば実習を打ち切るといふようなこと
もできますけれども、農業においては
も打切るといふことがなかなか困難で
ある。しかし工業の方においても打ち
切ることができないような実習もある
のです。そういう具体的な問題につき
まして、残念ながらまだ十二分の研究
をしておりませんが、農業の方はこ
れで差しつかえないが、工業の方につ
いては実習を伴う場合が相当あるの
で、これは研究の上次の機会に修正な
りあるいは提案をしたい、こういうよ
うな気持ちを持つておるのであります。

○竹尾委員 提案者の今のお言葉を結
論づければ、とにかく十二分な研究が
ないから、それをあと回しにした、こ
ういふふうな私とありますが、しかし
やしくもこういう法案を提案する以上
は、農業だけをやって、その影響がど
ういふふうな及ぶかというふうなこ
と、十分お考えのことだと私は思ひま
す。赤城先生ともあろう者が、そう
いふことを御存じないはずがないの
で、そういう点でどうも私は提案者の
説明には納得いかぬ点が多いのであり

ます。工業の方も、いろいろ時間外の
超過勤務というふうな形のものもある
であらう、こういうふうな話でござい
ましたが、むしろあの當時法律を改正
する場合にも、工業の方に非常にそう
いふケースが多いから、それでまづ変
えなくならぬ、こういうことで出
発したものでありまして、これはこ
ういふことをやると引き延ばしのよう
になつて悪いけれども、そういう意味
じゃないのです。工業の実習に關する
教員及び実習助手などの時間外勤務
というものは、非常に多いのです。深
夜作業をするものが、電気科あるいは
製菓、土木、機械、いろいろの面にわ
たつて読み出したら切りがないほどに
たくさんある。それほど深夜作業をや
つて、今の説話のような産業手当を出
されるのであれば、当然工業の方にも出
さなくちゃいかぬ。そういう点はおそ
らく赤城提案者もお調べになつたこと
だと私は思ひますけれども、そうい
う点はどうか、もう一度。

○赤城委員 御承知の通り産業教育振
興法が二十七年に改正されました。第
三条の三ですが、できました。教員の
資格、定員及び待遇について特別の措
置を講じなければならぬ、こうありな
がら、じんとしてこれに對しての
実施を怠つてきたと言ひますか、こ
ういふことについては、私は政府当局に
對してまことに遺憾に思つておりま
す。そういうことでありますから、わ
れわれといたしましては、これを一つ
実施面に移そうじゃないか。移させる
につきますは、一番はつきりしてい
る方面からやつていこうじゃないか。
工業の方面がはつきりしていないわけ
じゃありませんが、今御指摘のよう

いろいろな工業の部門がありまして、
これをわれわれの手で急速に調査を仕
上げるまでには行つておらなかつたの
であります。でありますから、決して
工業関係を粗末にするとか無視する
とかいふ考えは持つておりません。た
だいま御指摘のようなことも大体にお
いては承知してあるものであります。農
業の方なら問題なしに取り上げること
ができる。工業の方面もそういうい
ろいろな実習状態がありますことを私
も承知しておりますから、そういうこ
とをたくさん調査の上工業関係も含ま
しめていきたいという気持ちを持つて
おります。繰り返すようでありますが
が、十二分な調査ができておりませ
んの、とりあえず捨てておかれた第
三条の三の実施を農業方面から行な
つていこう、こういう考えから本案を
提出した次第であります。

○竹尾委員 お話の御趣旨はわかつた
ような、わからないようなこととな
で、お互いに議員立法をやつておりま
すから、いかに議員立法を作ることの
困難からいへば十分わかつておる。そ
ういふ場合には、それこそあなたの
おっしゃられる十二分の用意と準備を
もつてからかぬと、法案といふものは
うまく通りません。これは御承知の通
りです。そこで私がその点を一つお尋
ねするのですが、産振法の改正ができ
てからきょうまで、實際じんと日を
伸ばして、何ら手を打たないというこ
とについては、文部当局も大いにその
責任がある。私も文部省にいた關係
で、私だけ責任がないとは言ひませ
んけれども、責任がある。何ゆゑにかく
のごとき日を延ばしたかということに
ついて、これは内藤局長でけつこう

ですから、あとからお尋ねをいたしますが、とにかくこれだけ延びてしまつた。でありますから、私の考えでは、そういう教員の対象になるものは、そうたくさんはありませんが、もしうたぐさにはありませんけれども、しかし考え方によつては非常に大きな問題でございまして、産業教育の現状をくつがえすか、あるいは伸ばすかというほどの問題だと私は思ふんです。でありますから、私はこういう質問は絶対にしたくもないし、大体御承知のようには私せんそく病みなんです、あまり質問はしたくない。やむを得ず私はきょう質問に立つたような次第でございす。この点は赤城提案者において十分御承知下さることを思う。とにかく問題は相当重要性をはらんでおりまして、そういう法案を——農業だけ十二分に調査をして工業の方は調査をしない、しかもどうしてもこれを通さなくちゃならぬというところ、私はどうも割り切れないものを感じるのございすけれども、その点はいかがなものでございましょう。

○赤城委員 御質疑であります、農業だけは通して工業だけは通さないというふうな御質疑らしくも聞えましたが、決してそういう意図ではありませんが、農業の方は、今の実習に伴つて工業よりは自然的条件、あるいは生物を相手にしているの、本来超過勤務手当等を出すべきであります、学校の教員等については規定上超過勤務手当がありません。そこではんとは人事院の規則で一般職の給与の面からやるべきであります、これもできないうるいはまたそのほかいろいろ研究いたしましたが、結局産業教育振興法の第三条の三の実施規定のようなもので、法律としてはまことにおかしいのですが、それでいこう、こういうところだんだん研究して持ってきたのであります。そこにおきまして、繰り返すようにですが、工業の面においては非常にまだ複雑な点もありまして、調査が十分なんです。調査ができていないの方面から一つ片づけていこうじゃないか、こういうことから農業の方を取上げたので、決して工業をネグレクトすることじゃない。実際上の問題として、御承知の通り議員提出の法律でありますから、政府とかスタッフを持つていられるわけはあります。いろいろ調査をするにつきましても、個人的な調査あるいは党の方の調査によらざるを得ないのあります。その調査がまだ未完了といひます、十分にしておらないという事情から、工業の方よりも農業を先に片づけていこう、こういうことで、工業の方面を無視するといふことは全然ないといふことだけは、御了承願ふと思ひます。

○竹尾委員 私も無視するといふような言葉を今申し上げた覚えはないし、無視するとは毛頭思つておりません。それは大いに重要視している。それに相違ないのであります。それはお互いに議員として、しかも文教に携わつてはる議員としては、そんなことは毛頭疑つておりません。しかしながらこの際急いでとにかく調査ができていける農業方面、こうおっしゃいます、これも時間があればいろいろお尋ねしなくちゃなりませんが、これも完全に調査ができていない、こゝはつきり断言もできないのじゃないかと思ひます。そこで工業をあとにするといふことは、産業教育振興の上にむしろマイナスの影響を及ぼすと思ひます。そこでもしそういう調査が行き届かなかったならば、これは党の政綱会もあつたし、そのための専門員室があるのでもございす。かつて産業教育振興法が通つたときも、あれは議員立法で専門員室でほとんど骨格を作つたわけなんです、現在そういう機関があるのでありますから、そういうところにも御連絡をとられて調査をされれば、何もそうむずかしいことばかりではないと思ふのです。でありますから、工業を無視するとは私は断じて思つておりませんが、ただそれだけを早急に通して、あと工業に移ろう、こういうことをおっしゃられても、事はしかう簡単には参らぬといふことを心配いたしまして、お尋ねを申し上げるのであります。人事院への皆さんの折衝も私は全部知つております。それから人事院がどういう態度であつたかといふことも、私なりにわかまえております。しかしそういう臨路があるから、農業だけは調査が十分届いているから、どうしてこれを早く通さなくちゃならぬという点は、しつこいようですが、私はどうも納得がいかなのです。これを一度お答え願ひたい。同時にあとから内藤局長に、なぜ今まで延ばしたのだといふことの御回答を願ひたい。

○赤城委員 産業教育振興法第三条の三の規定は、御承知の通り産業教育に従事する教員を優遇して、優秀な人材を産業教育界に誘致しようといふことと、他面勤務内容の適正によつてこれに相応する待遇方法を講じようといふことでございすから、別に農業と工業というところに差別をつける理由はないはずであります。しかし前に申し上げましたように、農業関係については、はつきり自信を持つて提案が出来る。工業の方面においてもこれは出すべきであります、調査が十分であるといふことを繰り返して申し上げておきます。

そこで、農業だけは取り扱つて工業をあとにするといふことは悪影響を与えるのじゃないかという御意見であります、あるいはそういう考え方もあるかもしれませんが、実習を伴う学校の教員に百分の十だけの産業教育手当を出すという制度をここに新たに取上げるという制度は、これは工業方面の人々が変な頭で考えなかつたならば、これは農業から工業と、こういう方面の給与がよくなるので、実習に従事する者に対してこういう産業教育手当というものが出来るのだという希望が持てる。ここで打ち切つてしまふといふことではないのですから、私の考え方は悪影響はない。むしろ非常にいい影響だと思います。むしろ非常にとじゃないかと思ひます。

もう一つ予算の点であります、実はこういうことをやろうといふことは、予算の方も折衝いたしまして、自治庁の財政需要額の中に一億六千万円程度の予算が計上されておるわけでありす。こういうふうには予算の面におきましても、まず農業関係から取り上げていこうといふような予算関係の裏づけもありまう、そういうことからも農業関係を先に取り扱つたわけでありす。実際の調査によりますと、この法律が施行されれば農業関係が七千四百八十二名、水産関係が四百二十

九名、合計して七千九百一十一名で、月額百分の十の額を支給すると、約二億二千万円の経費が必要のようでありす。現在予算といたしましては、一億六千万円という予算が、農業関係を主として扱おうという見込みという形から財政需要の額の中に見込んでおります。そういう点も考えまして、先ほど申し上げました、調査の点もまだ十二分にとはいかない工業を第二段階的に取り上げていこうじゃないかという考え方から、本案を提出したような次第でございす。

○竹尾委員 提案者に対するお尋ねはあとにいたしまして、私、大臣をお呼びした関係で、大臣にまずお尋ね申し上げたいと思ひます。

それは私も非常な熱意を持つており、ぜひそうしていただきたいと存じておりますけれども、去る四月の二十日に坂田道太君から出された教員養成機関の改善と自然科学振興云々に関する決議案が通つたことは御同慶にたえません。そこで大臣が、自然科学の教育の振興をはかると言われることは、具体的な表現としては、産業教育等を振興させるということ、これは表裏一体のものであるといふように感じますが、その点はいかがでございすか。

○灘尾国務大臣 科学技術教育の振興と一致をもつてこれに関する御決議もあり、その御趣旨を体してできるだけ努力をいたしたいと思ひます。その内容といたしましては、申すまでもなく、ただ単に大学の教育を振興するといふのではなく、小学校より大学に

至る全部の課程を通じます。科学技術教育の振興に資する方策を求め、これを実行して参りたい、かように考えている次第でありますので、お話のように産業教育、理科教育の振興ということ、もちろんその検討の内部に含まれていると御承知を願いたいのであります。

○竹尾委員 そうしますと、来年度はさらに積極的に産業教育に対して力を注がれるというふうに解釈してよろしゅうございませうか。

○農務大臣 適当な方策を検討し、それに基きまして計画を立て、来年度予算におきましては積極的にこの方面の推進をはかりたいと考えております。

○竹尾委員 それで一応わかりました。が、先ほど局長からの答弁をお願いしてありますので、それはどういうわけで延ばしてきたか、これは赤城委員とともに御尋ねしたいところでありませう。

○内務府委員 御承知の通り産業教育振興法第三條の三に「特別の措置が講ぜられなければならない」というふうな規定してありますが、規定の仕方が実は非常にあいまいな点がございませうので、先ほど提案者の赤城委員からもお話がございましたように、超過勤務にするのか、あるいは特殊勤務にするのか、あるいは特殊勤務手当を出した場合には、他の公務員とのつり合いの問題、こういう点が人事院、大蔵省、給与課等で非常に問題がありまして、私どももこの五六年間、実は怠慢であるというよりは免れないと思ひます。が、いろいろ苦勞を重ねて参つたわけでありまして、ある程度了解がつきかけておたつたのですが、最終的には、

結果としてははなはだおもしろくなかつたのですが、実はこういう形で議員提案が出されたゆえんも、そこにあつたと私記憶しております。

○長谷川委員 竹尾君に伺ひますが、まだ質問は続きますか。

○竹尾委員 まだ序の口です。ここまでは切り出した以上は、もう少しやらせてもらふねと……私は時間を延ばすとかいう意味じゃないのです。非常に大事なところですから……。

○長谷川委員 この際暫時休憩いたします。

午後一時二十一分休憩

午後二時五分開議

○長谷川委員 休憩前に引き続き會議を開きます。

質疑を続行いたします。竹尾式君。

○竹尾委員 引き続き御尋ねいたしますが、先ほど提案者は、自治庁の基準財政需要額の中に一億六千五百万でございまして、盛り込んでおる、こういうお話でございましたが、これは予算明細書のどの項目に入つておるのでしょうか。——それはこれは政府当局が来てからお尋ねをいたしませうか。どちらでもけっこうです。

それではもう一つ御尋ねいたしますが、基準財政需要額の中に入つておる、こういうお話でございましたが、その積算の基礎や何かについても不明な点がございまして、果していうところの予算がついておる、こういう工合にはとれないのじやないか、私はこういうふうな思ふのですけれども、その点いかがでしょうか。

○赤城委員 積算の基礎でございませうが、当時文部当局と自治庁と折衝いたしまして、また大蔵省とも私も話合つたわけですが、大体百分の十という基準を向うへは話しておるわけでありませう。正確なことは申し上げられませんが、その程度において積算の基礎はできておる、こういうふうな了承しておるわけでありませう。

○竹尾委員 農業の先生方にだけこれを与へる。そして工業にはとにかく与えておらない。こういう点につきまして、実は大蔵当局も呼び出したのです。が、どなたもおいでになりませう。で、ちよつとこれも文部省から聞かなければあるいはわからぬかも知れませんが、そういう点でももしお気づきの点がありましたら、一つ御答弁願ひます。

○赤城委員 先ほどから御答弁申し上げておりますように、農業の方から片づけていくというところで折衝いたしておつた関係上、積算あるいは予算等も、農業という考えを中心としたにして計上した、こういうふうには承してあります。

○竹尾委員 そういたしますと、この額にさらに若干の額を加へ、そして工業の方にもそれを潤すというふうなことにつきまします大蔵当局の——これも当局の意見になります。が、どなたもいらつしやらないのでまことに残念なんです。が、こういう点についても私は非常に疑問があるのではありません。今提案者は、まず農業方面をやつて、それから工業にこれを及ぼすというお考えのようですが、これにつきましましては、私は実は自信がないのでございまして、ただいま提案者は、こういうことを工業の方でもやつてやるから、工業の方ではこれに反対する理由がないのだというふうな御答弁のようですが、

私はここに問題があると思ひますので、なかなかそう簡単には参らぬ、こういう工合に考えております。その点につきまして、もう一度御答弁をお願いいたします。

○赤城委員 その前に先ほどの積算の基礎ですが、これは自治庁の方とは別に、私の方にも、自治庁の計上した予算に近いものの積算が出ておるのであります。が、農業、水産合計で七千九百十一名ありまして、月額の百分の十を支給するということになると、二億一千九百十六万円でございませう。それから工業に関する方面の調査をいたしますと、五千七百八十六万人ありまして、一億六千ばかりになるのであります。でありますから、農業関係です。でも、私どもの計算からいふと少し足りないのではありませんか、こういう基礎で積算はできておると思ふのであります。それから今のお尋ねの、工業関係が反対ないというふうなことは、これは反対ないということではあります。が、これは反対もあるいはあるかも知れませんが、この法案の趣旨をいたしまして、とにかく多年の懸案であるところの問題を一つ解決した、俗な言葉でいへば、突破口を開いたということであるから、これに続いて工業の方面においても希望を持てる、また私もといたしまして、工業の方面を監視するといふ気持はあります。から、これを段階的にやつていききたいといふことで、あるいは次の国会等におきまして法律を修正するか、あるいは別の提案にいたしますか、そういうことで、一つ突破口を作つたのだ、次にやろうといふことではあります。から、あるいはいろいろな点で反対があるかも知れませんが、

せんが、そういう希望、期待が持てるので、工業の方面においても、私はその長い期間ではないうちに解決をしたと思ふので、反対があるかも知れませんが、反対をしていただかないような了解を得たい。また竹尾委員などからも、私の気持ちを徹底させるといいますか、その点を了解させていただくことを私からもお願いする次第であります。

○竹尾委員 反対があるかないかということは、ある面からいへば主観的な問題にもなりましようけれども、大体この改正案が出たときも、工業は非常に骨を折りました。これは農業も骨を折つたでしようが、できた法律でありますから、今は工業に対して一つも手当を出さないということになると、当然そういう不満が起るのは人間の常であつて、現にそういう不満が起つておる、私はこう思ひます。事実起つておると断言しても差しつかえないと思ひます。そこでそういうことを起さないようにするということとは、私もある意味で同僚議員であります以上、これはやぶさかではあります。それは大いに努力はいたしますが、事実そういう不満がある。そういう不満も押し切つてまでやらなければならぬといふところに、私はどうも割り切れない点があるのではありません。赤城委員の今の話の中にも、これを突破口としてやるのだ、こうおっしゃられました。が、あるいは次の機会に出すかも知れぬ、あるいは次の機会に出すかも知れぬ、これは次の機会に絶対出すのだというふうな強い気持であれば、まだ多少納得がいくかも知れませんが、あるいは次の機会に出すかも知れぬといふことでは、私

学校の経費の中に増額されておるわけでございます。

○竹尾委員 今の答弁によれば、内藤局長は何もかも知っている。私は知らないはずはないと思う。そういう工合に、ここで具体的にたててきた。そういうように高等学校の教員に充てる交付税ということだから、それでよろしい。そういうことですね。

そこでその交付税が高等学校の分として本年度大体幾らくいになっておりますか。

○内藤政府委員 今年度増額いたしましたのは、義務教育を含めて約二百億ほど増額いたしました。そのうち、高等学校の経費は、従来高等学校の経費が非常に低く算定されておったので、これを大幅に増額いたしました。約八十億ほど見込んでおりますが、この農水産の手当の関係につきましては、一億六千万見込んでおるわけでありまして、

○竹尾委員 そういふようにはっきり説明してくれば、すぐわかるのです。それを何とかかんとかいていて、から、どうもおかしいのです。知って、それを言わない。そこで八十億増額されておる。その中に一億六千万五百万というのが入っているのですか。——そういうことだ。そうなる

と、その中で、もし万一この法案が通らなかった場合とか、あるいは工業をふやすという場合には、とにかく八十億あるのだから、この中で操作ができるものであるかないかということをお尋ねしたい。

○内藤政府委員 その八十億の内訳というものの積算の基礎がございまして、どういふものに幾らというふうに積算の基礎が一々明瞭でございまして

で、この農水産の關係の分としては一億六千万加わっておる、こう申し上げざるを得ないのでございます。

○竹尾委員 それはそれでよろしい。積算の基礎も明らかである、こうおっしゃるけれども、しかしとにかく八十億は高等学校の先生の給与でしよう。——ほかの費目だと呼ぶ者ありほかの費目ではない。これも高等学校の費目だ。この交付税というものは、もとの平衡交付金と似たり寄つたりのものだ、そうでしょう。どうですか。だから、この増減がでないとかなんとかいっても、やろうと思えば、できるのですよ。やろうと思えば、必ずできるに違いない。どうですか。

○内藤政府委員 農水産の手当として一億六千万計上しておるだけでございまして、

○竹尾委員 八十億増額したのだから、それはいろいろ費目がありましよう。それはわかっているけれども、その費目が絶対不動の固定のものであるというふうな考え方がおかしいのであつて、折衝の次第によつては、どうでもなることです。だからそういう努力をされるかされないか、これは自治庁の方がいないからどうしようがないのだけれども……。この坂田青年が一生懸命になつて僕の質問を阻止してどうしても上げてくれと言ふから、私も実に不満の上ない。手当をやることには何も不満じゃありませんよ。しかしこういう片手落ちのことをして、そして農業高等学校と、それから工業課程を一緒にした学校がありましよう。日本全国で幾らあるか、わかりましよう。これは八十何校あるのですよ。これは私の千葉県にだつて、

野田実業高等学校には化学工業科と農業科がある。そういう学校の給与が、赤城委員が言われるように、やがて工業課程の先生にも手当を出せば、かりに国会から手当を出すようにすればですよ、六月か七月後にアンスペランスがとれるかもしれないけれども、このままではどうも。一方で上げれば片一方は悪くなる。同じ学校内で混乱が起つてきます。そういうことを急いでやらなければならぬかということ。それはやる必要はないということ。これは文部省の御意見だから、あなたも私に賛成しておると思うのだ。だから、そばで時間が無いと言ふし、同僚の代議士でもあるから、私は実に不満の方ないけれども、まあ今回はこの程度にとどめておきます。こういう青年が再びあやまちのないように一つやつてもらいたいと思ふ。私は敗北いたしました。ほんとうにやれば大いにこれからやりたいし、いろいろ方法はあるけれども、私も自民党の議員ですから、党に迷惑をかけてはどうかと思ふので、けしからぬと思ふのだけれども、今回だけは一つ目をつぶつて、私はこの程度で質問を終わります。ただし決議には私はやむを得ず加わりませんから、それだけ御了承を願います。

○長谷川委員 他に御質疑はありますか。——他に御質疑がなければ、本案に対する質疑はこれにて終局いたしました。

この際、国会法第五十七条の三の規定により、本案に対する内閣の意見を聴取いたします。農林大臣。

○農林大臣 産業教育に従事する教員の待遇について特別の措置を講ずることにつきましては、産業教育振興法第三條の三の規定もあり、趣旨には賛成であります。本案にはなお種々検討すべき問題が残されておりますので、政府といたしましては今にわかに賛成しがたいのであります。

○長谷川委員 本日より本案を討論に付します。別に討論の通告もないようでございますので、討論を省略し、直ちに採決したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○長谷川委員 御異議なしと認め、さよう決しました。

これより採決いたします。本案を原案の通り可決するに賛成の諸君の御起立を願います。

〔総員起立〕

○長谷川委員 起立総員。よつて、本案は原案の通り可決するに決しました。

この際、辻原君より発言を求められております。これを許します。辻原弘市君。

○辻原委員 ただいま可決を見ました産業教育手当支給の法律は、その審議の過程におきましても、竹尾委員より、農林水産と工業との間における取扱いの不均衡という点を強く指摘せられ、不満の意思を表明せられたのであります。さらに産業教育を担当する高等学校に於ての実習助手の立場はきつめて重要であります。が、本法律にはこれら実習助手の手当については何ら規定せられておらないのであります。従つて私といたしましては、この不均衡の問題よりも、実習助手を除外したという点について、きつめて片手落ちの措置であるということを重

ねて指摘をいたしたのであります。まことにこの点に関する限り不満の意思を表明せざるを得ません。しかしながら産業教育振興法第三條の規定は、できる限りすみやかにこの種待遇改善の措置を講ずることを期待いたしておる趣旨がございまして、この点にかんがみまして、改善の策として、先刻この法律に対して賛意を表明いたしましたのであります。が、この際さらに法律の趣旨の完壁を期するために、ここに自由民主党、社会両党の共同提案にかかります附帯決議を提出いたしたいと思ひます。

附帯決議案

産業教育の重要性にかんがみ、政府は農業高等学校及び水産高等学校とこれら以外の産業教育をなす高等学校との間における均衡を保持せしめるため、特に工業高等学校及び商船高等学校に對しては、昭和三十三年度に於いて、同種の教員に對する産業教育手当を支給し得るよう所要の措置を講ずべきである。

なお、産業教育をなす高等学校における実習助手の職務内容は、教員に準じ、極めて重要にしてかつ、特種の性格を有する点にかんがみ、政府は、昭和三十三年度に於いて、前項記載のそれぞれの学校における実習助手をも、産業教育手当支給の対象となし得るよう所要の措置を講ずべきである。

○長谷川委員 ただいまの辻原君の動議に對し御発言があればこれを許します。

別になければ、これより採決いたします。辻原君提出の動議のごとく決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

第一類第六号 文教委員会議録第二十六号 昭和三十三年五月十六日

一三

一三

一三

○長谷川委員長 起立総員。よって農業又は水産に係る産業教育に従事する国立及び公立の高等学校の教員に対する産業教育手当の支給に関する法律案は、附帯決議を付するに決しました。

次に、本日議決いたしました四法案の委員会報告書の作成につきまして、先例により委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○長谷川委員長 御異議なしと認め、さよう取り計らいます。

本日はこの程度とし、次会は明十七日午前十時より開会することとし、これにて散会いたします。

午後二時三十六分散会

〔参照〕

教育職員免許法施行法の一部を改正する法律案(永山忠則君外八名提出)に関する報告書

盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律案(参議院提出)に関する報告書

公立学校の学校医の公務災害補償に関する法律案(参議院提出)に関する報告書

農業又は水産に係る産業教育に従事する国立及び公立の高等学校の教員に対する産業教育手当の支給に関する法律案(赤城宗徳君外七名提出)に関する報告書

〔別冊附録に掲載〕